

## 第1章

### 1980年代ドイツにおける大気汚染防止政策の推進背景 —大規模焼却施設令をめぐる動向を中心に—

喜多川 進

#### 要約：

コール政権期にドイツは《環境先進国》と称されるようになったが、その足跡については、十分に解明されていない。ドイツの環境政策の展開を検討すると、環境主義者ではない保守政治家などが意外な要因から環境政策を推進したケースもあることに気付かされる。そこで、本稿では、環境政策の実体の多面的理解を目指し、コール政権期初期に保守政治家フリードリヒ・ツィママン（Friedrich Zimmermann）によって大気汚染防止政策が推進された理由を考察した。その結果、ツィママンによる大気汚染防止政策の推進は、ツィママンの地元バイエルン州の農林業を酸性雨被害から守るという目的のみならず、石炭火力発電所への環境規制強化を通じたライバル政党の支持基盤の弱体化を狙ったものでもあったことが明らかになった。

キーワード：ドイツ、大気汚染防止政策、大規模焼却施設令、フリードリヒ・ツィママン、環境政策史

#### はじめに

近年、ドイツ<sup>1</sup>の環境政策は《先進的》なものとして認識されることが多い。しかし、1980年代初めまでのドイツの環境政策は今日のように注目されるものではなかった。じつは、ドイツが《環境先進国》と評されるようになったのは1980年代からであり、それは1982年秋の社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD）と自由民主党（Freie Demokratische Partei: FDP）連立のシュミット政権の崩壊に伴い誕生し、1998年のSPD/緑の党連立政権樹立まで継続した、キリスト教民主同盟（Christlich-Demokratische Union: CDU）/キリスト教社会同盟（Christlich-Soziale Union: CSU）/FDP連立のコール政権の時期にあたる。SPD/緑の党連立政権（1998～2005年）での再生可能エネルギー政策の推進および脱原発合意が、《環境先進国ドイツ》という認識を決定づけたとしても、それ以前のコール政権期に、大気汚染防止政策や容器包装廃棄物政策といった、国際的にも注目された環境政策が導入された理由については、緑の党などの環境主義的な勢力の存在に帰するのが、

とくに日本では一般的な理解であろう。そのような理解に通じる代表的な研究として、ここでは、Schreurs [2002] とワイトナー [2014] をとりあげてみたい。

本稿では、次節以降でみるように、大気汚染防止政策のひとつである大規模焼却施設令 (Großfeuerungsanlagenverordnung)<sup>2</sup> に焦点を当てるが、ドイツの環境政策に関する研究者としてよく知られるミランダ・シュラーズ (Miranda Schreurs) は、日本、ドイツおよびアメリカ合衆国の環境政策の比較分析をおこなったその先駆的な著作のなかで、大規模焼却施設令について次のように述べている。

1983年の大規模焼却施設規制令の導入、ゴミの削減・リサイクル計画、そして1990年に告示された温室効果ガス排出削減計画のような、ドイツの最も知られている政策転換の多くは、ヘルムート・コールの保守的なキリスト教民主同盟政権の下で行われた。小さな緑の党や環境に敏感な世論が存在するだけで、キリスト教民主同盟と社会民主党の双方を環境問題に振り向けさせるのに十分だった [Schreurs (2002: 249=2007: 217-218)]。

ドイツの環境政策の推進要因として、緑の党、環境保護団体、環境系シンクタンクなどを中心とする環境主義的な勢力の存在を一貫して強調している Schreurs [2002] の理解にたてば、コール政権期 (1982~1998年) においても環境主義的な勢力が担い手になり、大規模焼却施設令が制定されたと理解できる。

日独の環境政策の相違を検討したワイトナー [2014] は、ドイツの環境政策における緑の党や環境保護団体などをはじめとする環境主義的な勢力の演じた役割を高く評価している。日本の環境政策の歩みとは対照的に、出遅れていたドイツが《環境先進国》となった理由についてのワイトナーの考察は興味深く、日本の今後の環境政策のあり方を考えるうえでの重要な知見を与える。ドイツの環境主義者は、長年にわたり戦略的に環境政策形成に関与したとされる<sup>3</sup>。

こういったドイツの環境政策に対する理解は日本のみのものではなく、国際的にも共有されていると考えられる。その一方で、コール政権期におけるドイツの《環境先進国》化の足跡については、十分に解明されていない。コール政権期において、緑の党に代表される環境主義的な勢力の存在がドイツの各政党の環境政策のレベルを上げ、世論を喚起し、それがドイツの高い環境政策のパフォーマンスにつながったことを、筆者は否定するつもりはない。しかし、ドイツの環境政策の展開を検討すると、環境主義者ではない保守政治家などが意外な要因から環境政策を推進したケースもあることに気付かされる<sup>4</sup>。そこで、本稿では、コール政権期初期に保守政治家フリードリヒ・ツィママン (Friedrich Zimmermann) によって、大気汚染防止政策が推進された理由を考察する。環境主義的な勢力以外による環境政策推進の検討は、環境政策についての多面的理解につながるとともに、

今日の世界を席卷している保守政党・財界に親和的な環境政策の実体理解のためのつながりを与えるものにもなろう。

## 第1節 保守政治家ツィママンによる大気汚染防止政策の推進

本稿では、深刻な酸性雨被害のなかでの大気汚染防止政策として1983年に成立した、大規模焼却施設令に注目する。大規模焼却施設令は、発電所から発生する二酸化硫黄、窒素酸化物、微粒子状物質等に対して、熱出力に応じた規制値を設定し、これらの大気汚染物質削減をはかるものである。これにより、既存の発電所も、新しい規制値への対応のために旧来の設備の改修を迫られることになった。

大規模焼却施設令の制定を推進したのは、フリードリヒ・ツィママンという保守政治家であった。1982年10月に誕生したコール政権は、前節で述べたとおりCDU/CSU/FDPの三党によって構成されていた。CSUはCDUよりも政治的には右寄りに位置するといわれる、バイエルン州のみを基盤とする地域政党であるが、連邦レベルでは同じキリスト教政党である姉妹政党CDUと統一会派を形成している。

さて、CSU所属のツィママンは、コール政権誕生と同時に連邦内務大臣に就任した。1986年4月のチェルノブイリ原発事故を契機に連邦環境省（Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit: BMU）が設立されるまでは、連邦内務省が国政において環境政策を所管していたため、連邦内務大臣は環境政策も担当していた<sup>5</sup>。

ツィママンの内務大臣就任は、テロの時代であった当時において、彼の強硬な政治姿勢が治安対策に適任と判断されたためであった。じつは、ツィママンには汚職による逮捕歴もあるほか、好ましくない噂が絶えなかった。ツィママンはCSUにおいて有力な政治家のひとりであったが、内務大臣就任までは環境政策に積極的ではなかったため、ドイツの代表的な環境保護団体であるドイツ環境保護市民運動連盟（Bundesverband Bürgerinitiativen Umweltschutz: BBU）やドイツ環境自然保護連盟（Bund für Umwelt und Naturschutz Deutschland: BUND）は、この政権交代の日を「環境政策における暗黒の金曜日」（Wilhelm [1994: 78]）と称したほどであった。

しかし、周囲の予想に反し、ツィママン大臣のもとで、大規模焼却施設令をはじめとする積極的な大気汚染防止政策が実施されていく。それは日本の後追いではあるが、ドイツをヨーロッパの大気汚染防止分野でのフロントランナーにしていく。マルティン・イエニケ（Martin Jänicke）がツィママンによる大気汚染防止政策推進の要因としてあげているは、次の2点である。すなわち、1983年の連邦議会への緑の党の進出を受けて、環境保護が政党政治のなかで確固たる政策課題として位置付けられたことと、森林が枯死する被害によって大気汚染防止の政策課題化が促されたことである（Jänicke [2006: 408]）。

喜多川 [2015: 35] では、ツィママンによって推進された大気汚染防止政策の目的は、

バイエルン州の主要産業である農林業保護であったと考えられることを示した<sup>6</sup>。ここでは、ツィママンによる大規模焼却施設令のいまひとつの導入理由として、州によって大きな違いがみられるドイツの電源構成に注目する。

## 第2節 酸性雨によるドイツの森林被害

1980年代のドイツでは、酸性雨により「森林の枯死 (Waldsterben)」が大きな社会問題になった。酸性雨被害が深刻であったスウェーデンやノルウェーは、すでに1970年代に二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の削減等に取り組んでいた<sup>7</sup>。一方、ドイツは1981年までは実効性ある酸性雨対策に着手していなかった (Newig [2003: 265])。

そのような状況を大きく変えたのが週刊誌『シュピーゲル (Spiegel)』の酸性雨に関する特集記事であったとされる。この特集記事は、1981年の同誌47号 (11月16日付)、48号 (11月23日付)、49号 (11月30日付) に連載されたものである。連載初回である『シュピーゲル』1981年47号 (11月16日付) の表紙には、汚れた煙を排出している煙突を背景にして枯れている森林が描かれている。この表紙が、多くの人々に衝撃を与えたことは容易に想像できる<sup>8</sup>。そして、森林の枯死被害は、この『シュピーゲル』の記事をひとつの契機として、その後の数年間、ドイツで重要な政策課題になった (Newig [2007: 287])<sup>9</sup>。

ここで、ドイツ国内における、当時の森林枯死の被害状況をみてみよう。

表1. ドイツにおける森林枯死の被害状況 (1982年)

州名	被害面積 (ha)	州の森林面積に占める被害面積割合 (%)
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	26,000	18
ニーダーザクセン	124,000	13
ノルトライン・ヴェストファーレン	72,000	9
ヘッセン	41,000	5
ラインラント・プファルツ	6,000	1
バーデン・ヴュルテンベルク	130,000	10
バイエルン	160,000	7
ザールラント	3,000	4
全国	562,000	7.7

注：被害面積は概数である。

出典：Deutscher Bundestag, Drucksache 10/113, 8. Juni 1983, S. 68.

この表より、バイエルン州の被害面積は、国内最大であったことがわかる。森林面積自体も国内最大であり、林業が主要産業でもあるバイエルン州にとって、その被害抑制は喫緊の課題であった。農業従事者はCSUの三大支持者層のひとつであるが、当時、大気汚染防止を求めて同州の農林業ロビーがツィママンに対して圧力をかけていたとされる

(Weidner [1995: 15])。なお、「黒い森 (シュヴァルツヴァルト: Schwarzwald)」を抱えるバーデン・ヴュルテンベルク州の被害面積は、バイエルン州に次ぐものであった。

このような森林枯死被害への対策として、発電所由来の大気汚染物質削減を目指す大規模焼却施設令の導入が政策課題となった。じつは、SPD/FDP連立のシュミット政権(1974～1982年)は5年ものあいだ、関係省庁、エネルギー業界などの抵抗にもあい大規模焼却施設令を制定することはできなかった。しかし、1982年10月に内務大臣に就任したツィママンは、瞬間に大規模焼却施設令を制定した。1983年3月6日の連邦議会選挙では、緑の党の国政レベルでの初の議席獲得が予想されており、それは現実のものとなったが、その選挙直前の1983年2月23日に大規模焼却施設令案は閣議決定され、連邦参議院に送付された。

### 第3節 電源構成と大規模焼却施設令導入の関連性

ドイツ南部のバイエルン州はバーデン・ヴュルテンベルク州とならび森林資源に恵まれていたが、前節でみたとおり、森林の酸性雨被害も甚大であった。SPD/FDP連立政権下では進まなかった大規模焼却施設令制定が、CDU/CSU/FDP連立のコール政権のもとで直ちに制定された背景にある、バイエルン州の発電事情を本節ではみてみよう<sup>10</sup>。

ドイツ北西部に位置するノルトライン・ヴェストファーレン州のルール地方や南西部のザールラント州といった国内の産炭地から遠く離れたバイエルン州は、河川や湖などの豊富な水力を発電に利用してきた(渡辺 [1996: 25])。バイエルン州において水力発電の発展の契機となったのは、軍需物資としてのアルミニウムと窒素生産の第一次大戦時の急増と、それによる電力需要の増大であった(渡辺 [1996: 29])。その結果、バイエルン州の電源構成に占める水力発電の割合は、1933年には99.9パーセントにまで増加した。同州の水力発電比率は、1958年には62パーセントになり、その後、1982年には5パーセントにまで減少した。ただし、この水力発電比率の低下は、原子力発電の増加によるものであった(渡辺 [1996: 25-26])。

国内の産炭地から遠いばかりではなく、内陸部に位置し海外炭輸入のための地理的条件にも恵まれないバイエルン州では、1950年代初めに将来的な電源の選択に迫られた。その選択肢とは、水力発電の拡充か、北西ドイツの石炭火力発電所からの買電か、原子力発電の導入であった。そして、バイエルン州の電力政策は、原子力発電を基調としつつ揚水力発電を組み合わせたものになった。(渡辺 [1996: 30-31, 39; Zängl 1989: 238])。

1980年代当時、原子力発電を推進した州としては、ニーダーザクセン、シュレーズヴィヒ・ホルシュタインのほかに、バイエルンと同様に産炭地から離れたバーデン・ヴュルテンベルクがあるが、バイエルンは国内随一の原子力発電量を誇る州であった（表2参照）。

表2. ドイツにおける主要原子力発電所一覧

発電所名称	立地州	出力	発注年	運転開始年	閉鎖年
KKS シュターデ	ニーダーザクセン	67.2	1967	1972	2003
KWW ヴュルガッセン	ノルトライン・ヴェストファーレン	67	1967	1972	1995
ビブリス-A	ヘッセン	122.5	1969	1975	2011
KKB-プルンズビュッテル	シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン	80.6	1970	1977	2011
KKP-1 フィリップスブルク	バーデン・ヴュルテンベルク	92.6	1970	1980	2011
GKN-1 ネッカーヴェストハイム	バーデン・ヴュルテンベルク	84	1971	1976	2011
ビブリス-B	ヘッセン	130	1971	1977	2011
KKU ウンターヴェーザー (エーゼンスハム)	ニーダーザクセン	141	1971	1979	2011
KKI-1 イーザー (オーウ)	バイエルン	91.2	1971	1979	2011
KKK クリュムメル	シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン	131.6	1972	1984	2011
ミュルハイム・ケアリッヒ	ラインラント・プファルツ	130.2	1973	1987	2000
KRB-II-B グントレミンゲン	バイエルン	134.4	1974	1984	2017 予定
KRB-II-C グントレミンゲン	バイエルン	134.4	1974	1985	2021 予定
KKG グラーフェンラインフェルト	バイエルン	134.5	1975	1982	2015 予定
KWG グローンデ	ニーダーザクセン	143	1975	1985	2021 予定
KKP-2 フィリップスブルク	バーデン・ヴュルテンベルク	145.8	1975	1985	2017 予定
KBR ブロックドルフ	シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン	144	1975	1986	2012 予定
KKI-2 イーザー (オーウ)	バイエルン	147.5	1980	1988	2022 予定
GKN-2 ネッカーヴェストハイム	バーデン・ヴュルテンベルク	140	1980	1989	2022 予定
KKE エムスラント	ニーダーザクセン	140	1982	1988	2022 予定

注：1983年当時、操業中および操業間近であり、出力が50万kW以上の原子力発電所を記載した。

出典：若尾・本田 [2012: 巻末表 viii]。

原子力発電に依存していたバイエルン州にとっては、二酸化硫黄や窒素酸化物といった、石炭火力発電所由来の大気汚染物質への規制強化である大規模焼却施設令の導入は、経済的あるいは政治的な負の影響を及ぼすものではなかったといえるだろう。

#### 第4節 大規模焼却施設令に対する州の見解

州によって異なる大規模焼却施設令への姿勢は、同規制令の審議がなされた連邦参議院での議論にも反映されている。連邦参議院の議員は州政府の閣僚によって構成されることから、連邦参議院での議論には各州の立場が鮮明にあらわれる<sup>11</sup>。ここでは、1983年4月29日開催の連邦参議院第521本会議での議論を概観してみたい<sup>12</sup>。

バーデン・ヴュルテンベルク州は、バイエルン州と並んで森林に恵まれた州であるゆえ、第2節でみたとおり、酸性雨被害も深刻であった。1982年春の時点での同州の被害は、130,000ヘクタールに及び、これは州の森林面積の10パーセントに相当し、経済的損失は10億マルクに達すると見積もられていた。このような事情を背景に同州首相でもあったCDU所属のシュペート（Späth）<sup>13</sup>は、大規模焼却施設令案のさらなる強化を求めた（90-91頁）<sup>14</sup>。この主張の背景には、バイエルン州と同様に、原子力発電への依存度が高いバーデン・ヴュルテンベルク州の意図を看取できる。

バイエルン州選出のCSU所属のシュミットフーバー（Schmidhuber）は、草案への賛同を示したうえで、バイエルンとしてはSO<sub>2</sub>を大量に排出する褐炭火力発電所を支持しないとした（97-98頁）。これは、褐炭火力発電所を多く抱えるノルトライン・ヴェストファーレン州等を牽制したものと考えられる。

一方、石炭資源に恵まれ石炭火力発電に依存していたザールラント州およびノルトライン・ヴェストファーレン州の議員の見解は次のとおりであった。

ザールラント州は、石炭産業が主力産業<sup>15</sup>であるため石炭州（Kohleland）と称されていた。CDU所属の同州選出議員のベッカー（Becker）議員は当時、国内採掘量の13パーセントに及ぶ年間1100万トンの石炭を産出し、26,000人が石炭産業に従事していたザールラント州においては、石炭産業の雇用確保が重要であることを訴えた（103頁）。

ドイツの工業の中心地であるルール工業地帯を抱えるノルトライン・ヴェストファーレン州も、石炭産業が主力産業のひとつであり、電力構成に占める石炭火力の割合が高い地域であった。当時、同州首相でありSPDの有力議員であったラウ（Rau）は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の石炭火力発電の国内発電量に占める比重の高さを強調した。すなわち、ドイツ国内で発電される電力のうち約4分の1がライン地方の褐炭発電所由来であること、さらに、国内の発電量の3分の1が石炭火力発電であり、その約半分がノルトライン・ヴェストファーレン州におけるものであることを説いた。そして、ノルトライン・ヴェストファーレン州は国内の全発電量の約半分を生み出し、その電力を国内の他州にも供給していることが述べられた（94頁）。

石炭産業は、ノルトライン・ヴェストファーレン州のSPD単独政権を支える有力な支持母体でもあった。そのため、ラウは、森林被害を食い止めるという大規模焼却施設令の目的を歓迎しつつも、この規制による石炭消費量減少を受けた自州の失業率増大を懸念して

いた。そして、原子力発電を推進しているバイエルン州に対しては、放射性廃棄物処理の問題を指摘して牽制した（95頁）。

ラウは、森林枯死被害は、短期的には解決できないとともに、大規模焼却施設令のみでは解決できないと主張した。そして、森林枯死被害の原因は硫黄酸化物であるとして、すべての電力生産企業・供給企業に対する課税とその税収を財源とした脱硫装置設置への補助を提案した（97頁）。また、ドイツ国内のSO<sub>2</sub>の約半分が近隣国由来のものであるうえ、国内の窒素酸化物の30パーセントから35パーセントは自動車由来であることを指摘するなど、石炭火力発電所を規制対象とする大規模焼却施設令案とは異なる大気汚染防止政策を望んでいた。しかし、このラウの要求は受け入れられず、ツィママン主導の大規模焼却施設令案が、1983年4月29日のこの意見陳述ののちに連邦参議院で成立した。

## 第5節 おわりに

本稿では、コール政権初期の注目すべき環境政策である大規模焼却施設令に焦点を当て、その推進理由について検討した。ツィママン内務大臣による大規模焼却施設令の導入は、バイエルン州の主要産業である農林業に配慮したものであったばかりでなく、石炭火力発電所への規制強化になるという点で、原子力発電に依存していたバイエルン州を基盤とするCSUにとっては政治的にも好ましい規制であった。

1982年9月まで続いたSPD/FDP連立のシュミット政権が大規模焼却施設令の導入に手をこまねいていた背景には、次の事情があった。すなわち、大規模焼却施設令は産炭地であると同時に石炭火力発電に依存する、ノルトライン・ヴェストファーレン州およびザールラント州の石炭火力発電所に対する硫黄酸化物等の排出規制を強化することになる。石炭消費量減少にも結びつくその規制強化は、SPDの有力な支持基盤である石炭関係労組の切り崩しにつながるものでもあった。

じつは、ツィママンは、森の枯死の原因が科学的には解明されていない段階で、森林の枯死回避のためという理由で、発電所からの有害物質排出の大幅削減を主張していた（Wilhelm [1994: 79]）<sup>16</sup>。世論の関心が極めて高い、森林の枯死というテーマに対して意欲的に取り組む姿勢を示すこのツィママンの主張は、彼自身とCSU、さらにバイエルン州にとって、メリットこそあれデメリットがほとんどなかったゆえのものであろう。CSUが環境保全自体に第一義的な価値をおく政党でなかったことは、景観破壊や環境破壊の点からドイツ環境自然保護連盟（BUND）などに批判されていたライン・マイン・ドーナウ運河建設という巨大プロジェクトを、コール政権誕生後にCSUが復活させ推進したことからも明らかである<sup>17</sup>。

ツィママンは大規模焼却施設令制定後の次なる政策課題として容器包装廃棄物政策に取り組むが、そこでも地元バイエルン州の利益保護が意図されていた。このツィママンによ

る容器包装廃棄物政策の推進は、《環境先進国ドイツ》誕生への重要なステップとなったと考えられる<sup>18</sup>。

## 注

<sup>1</sup> ここでの「ドイツ」とは、1990年の再統一以降のドイツをさす。なお、以下において、1990年の再統一以前に関する言及のなかで「ドイツ」と呼ぶ場合には、旧西ドイツを指す。

<sup>2</sup> 大規模焼却施設令は、規制令 (*Verordnung*) および法規命令 (*Rechtsverordnung*) のひとつである。日本の規制令は行政立法であり、議会での審議を経ないが、大規模焼却施設令は議会（連邦参議院）において審議されるものである。連邦参議院での審議内容については、第4節で触れる。

<sup>3</sup> 日本の読者にとっては、ドイツの環境主義者による戦略的な環境政策形成の詳細についても関心もたれるところである。この点については、今後の詳細な研究が待たれる。なお、ドイツの環境派とは対照的に、日本の反公害運動は「1970年代末には政治の舞台から消えた」と評されている（ワイトナー [2014: 69]）。

<sup>4</sup> 喜多川 [2015] を参照。

<sup>5</sup> 1986年4月に起きたチェルノブイリ原発事故へのツィママンの対応の甘さから、環境行政部門の連邦内務省からの独立が要請された結果、1986年6月に連邦環境省が設立された（Weidner [1989: 18]）。

<sup>6</sup> 使い捨て飲料容器の流通を抑制し、地元バイエルン州の伝統的ビール醸造企業が主に使用していた再充填可能な飲料容器（リターナブル飲料容器）の利用促進を意図した容器包装廃棄物政策もツィママンは推進した。その詳細については、喜多川 [2015] の3章を参照。

<sup>7</sup> Deutscher Bundestag, Drucksache, 10/113, 8. Juni 1983, S. 8-9 参照。なお、これは、*Waldschäden und Luftverunreinigungen* と題された環境問題専門家委員会（Sachverständigenrat für Umweltfragen: SRU）による報告書が、連邦議会文書に収められたものである。

<sup>8</sup> この号の表紙については、『シュピーゲル』のホームページ

<http://www.spiegel.de/spiegel/print/index-1981-47.html> にて参照できる。

<sup>9</sup> なお、世論の関心の高さをドイツの主要紙への掲載頻度を通じて分析した Newig によれば、森林枯死問題に関する記事数は1982年に急増し、1983年にピークを迎えている（Newig [2007: 289]）。ドイツの主要紙での森林枯死問題に関する掲載状況については、Holzberger [1995: 72-74] を参照。

<sup>10</sup> ここでみるバイエルン州の発電事情については、渡辺 [1996] に依拠している。なお、渡辺 [1996] の記述は Zängl [1989] に基づいたものである。

<sup>11</sup> 連邦参議院選挙というものがおこなわれるわけではない。各州議会選挙の結果を受けて州政府が樹立されるが、その各州政府の閣僚が連邦参議院の議員を兼ねる。

<sup>12</sup> Deutscher Bundesrat, Plenarprotokoll 521, 29. April 1983。以下、本節中で括弧のなかに示す頁は、この文書における引用頁をあらわす。

<sup>13</sup> 以下では、連邦参議院議会文書に従い、議員名はファミリーネームのみを示す。

<sup>14</sup> シュペートは興味深いことに、アメリカや日本が規制政策によって環境技術分野で優位に立つなかでドイツは後塵を拝していること、日本は技術革新を通じて経済成長も成し遂げていることに言及している（92頁）。当時のドイツの環境政策で、経済的手段ではなく直接規制が選好された背景のひとつには、規制が技術革新を呼び起こすというこのような

---

発想が、技術革新を通じて経済を成長させるという考えに符合したこともあると推測される。

<sup>15</sup> 同州が有する豊富な石炭資源をめぐるドイツとフランスが戦ってきたことはよく知られており、ドーデの小説『最後の授業』でもとりあげられている。

<sup>16</sup> このツイママンの主張は、彼にまつわるそれまでのいやなゴシップを忘れさせるものとなったとされる (Wilhelm 1994: 79)。

<sup>17</sup> ライン・メイン・ドーナウ運河建設をめぐる批判については、たとえば *Der Spiegel*, 1982年36号(9月6日付), 39-43頁および *Die Zeit*, 1992年40号(9月25日付), 32頁を参照。なお、ライン・メイン・ドーナウ運河建設に関する日本語文献としては、渡辺 [1996] がある。

<sup>18</sup> この点については、喜多川 [2015] を参照。

## 参考文献

### <日本語文献>

- 喜多川進 [2015] 『環境政策史論—ドイツ容器包装廃棄物政策の展開—』 勁草書房。
- ワイトナー, ヘルムート [2014] (大久保規子訳) 「環境政策の盛衰—日本とドイツの場合—」 『環境と公害』 44 巻, 2 号, pp. 63-70.
- 若尾祐司・本田宏編 [2012] 『反核から脱原発へ—ドイツとヨーロッパ諸国の選択—』 昭和堂。
- 渡辺尚 [1996] 「ライン—マイン—ドーナウ株式会社の成立と活動—連邦制度下での『公共団体』—」 『経営史学』 31 巻, 1 号, pp. 1-41.

### <欧文文献>

- Holzberger, Rudi [1995] *Das sogenannte Waldsterben. Zur Karriere eines Klischees: Das Thema Wald im journalistischen Diskurs*. Bergatreute: Eppe.
- Jänicke, Martin [2006] “Umweltpolitik – auf dem Wege zur Querschnittspolitik,” in Manfred G. Schmidt and Reimut Zohlnhöfer (eds), *Regieren in der Bundesrepublik Deutschland. Innen- und Außenpolitik seit 1949*, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, S. 405-418.
- Newig, Jens [2003] *Symbolische Umweltgesetzgebung: Rechtssoziologische Untersuchungen am Beispiel des Ozongesetzes, des Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetzes sowie der Großfeuerungsanlagenverordnung*, Berlin: Duncker und Humblot.
- Newig, Jens [2007] “Symbolic Environmental Legislation and Societal Self-Deception,” *Environmental Politics*, Vol. 16, No. 2, pp. 276-296.
- Schreurs, Miranda [2002] *Environmental Politics in Japan, Germany, and the United States*, Cambridge (UK): Cambridge University Press (長尾伸一・長岡延孝監訳『地球環境問題の比較政治学——日本・ドイツ・アメリカ』岩波書店, 2007年)。
- Weidner, Helmut [1989] “Die Umweltpolitik der konservativ-liberalen Regierung : Eine vorläufige Bilanz,” *Aus Politik und Zeitgeschichte (Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament)*, B47-48, S. 16-28.
- Weidner, Helmut [1995] “25 Years of Modern Environmental Policy in Germany. Treading a Well-Worn Path to the Top of the International Field,” WZB Discussion Paper FS II 95-301, Berlin : Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung.
- Wilhelm, Sighard [1994] *Umweltpolitik. Bilanz, Probleme, Zukunft*, Opladen : Leske und Budrich.
- Zängl, Wolfgang [1989] *Deutschlands Strom Die Politik der Elektrifizierung von 1866 bis*

*heute,*

Frankfurt/Main: Campus-Verlag.

<ドイツ議会資料>

Deutscher Bundesrat, Plenarprotokoll 521, 29. April 1983.

Deutscher Bundestag, Drucksache 10/113, 8. Juni 1983.